

岩手県告示第271号

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち復興防災部に係るものを次のように定め、令和3年4月1日から施行し、岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち復興局に係るもの（平成24年岩手県告示第253号）は、令和3年3月31日限り、廃止する。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

課 名	事業名
復興くらし再建課	地域基幹産業人材確保支援事業費補助、沿岸地域起業者等成長促進費補助、災害援護資金貸付金利子補給補助、被災者生活再建支援金支給補助、被災者住宅再建支援事業費補助及び被災者の参画による心の復興事業費補助
消防安全課	ヘリコプター運航調整交付金、岩手県消防協会補助及び消防団員確保対策費補助